

2020年6月11日

株式会社アイキューブドシステムズ

代表取締役社長兼 CEO 佐々木 勉

問合せ先： 092-552-4358

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業本来の目的である企業価値の増大を図るために、経営の透明性・健全性を確保し、適切な経営を行うことが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐々木 勉	2,709,530	54.07
ジャフコ SV4 共有投資事業有限責任組合	866,670	17.29
畑中 洋亮	511,530	10.21
TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合	200,000	3.99
NCB 九州活性化投資事業有限責任組合	200,000	3.99
養宮 武夫	114,710	2.29
平 強	100,000	2.00
株式会社ジャフコ	66,670	1.33
大野 尚	60,000	1.20
ビッグ・フィールド・マネージメント株式会社	60,000	1.20

支配株主（親会社を除く）名	佐々木 勉
---------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 マザーズ
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社と支配株主との取引につきましては、一般的な第三者との取引と同様に公正かつ適切であるかなどを留意しつつ、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。</p> <p>当社は「関連当事者管理規程」を策定し、当社の主要株主及びその近親者との取引について適切に管理しており、取引を新たに開始する場合、取引担当者は事前に新規取引の開始を申請し、その申請内容によって管理本部は関連当事者に該当するかどうかを判定し、関連当事者との取引に該当する場合は、取引の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性を検討し、取締役会の承認を得る必要があります。当該取引が取締役会にて承認された場合、管理本部は関連当事者取引リストに当該取引先を登録し、管理本部長は、関連当事者取引リストに基づき、毎事業年度末時点で取引が継続している関連当事者取引について、当該取引継続の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性を検討し、新たな事業年度開始後最初に開催する取締役会において報告するよう定めております。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
------------	-----

定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
蓑宮 武夫	他の会社の出身者													
内田 裕子	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蓑宮 武夫	○	蓑宮氏は2008年4月より、当社の株主である「TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合」を組成する株式会社TNP オンザロードの親会社である株式会社TNP パートナーズの取締役会長であります。	同氏は、ソニー株式会社で執行役員上席常務をはじめ、複数の上場企業の役員を歴任していることから、当社が株式上場を目指す上で経営体制の強化への助言を得ることを

		しかし、同氏は株式会社 TNP パートナーズの経営のみを担い、子会社である株式会社 TNP オンザロードの運用ファンドに対しての権限を有しておらず、投資意思決定には一切関与しておりません。このため、一般株主との利益相反が生じないと判断し、同氏を独立役員に選任しております。	目的とし、取締役を選任しました。同氏は当社の取締役会に出席し、各部門からの報告事項等に対して氏の経験を活かした助言や、氏の幅広い人的ネットワークから得られる見識に基づく助言を行っております。
内田 裕子	○	—	同氏は、これまでの経歴から多くの経営者とながりを持つとともに、ダイバーシティに関しても最先端の見識を保有しており、当社が推進するダイバーシティへの寄与を主な役割として、選任しました。同氏は、当社の社外取締役就任以後、当社取締役や執行役員などの社員と面談し、ダイバーシティ経営の観点を中心に当社の現状把握、課題の抽出を行っており、適宜助言を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は四半期に一度の頻度で意見交換しており、①会計実務上の問題点有無、②期間中に直面した困難な問題等、③経営者と協議した重要な事項、④不正や違法行為の存在、⑤財務報告プロセスの重要監視事項等、⑥その他気付き事項等について意見交換をしております。

監査役と内部監査人は通期に三度程度の頻度で意見交換しており、内部監査の実施状況によりこれまでの指摘事項の改善状況について、また監査法人における直近の指摘事項について報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
永津 洋之	公認会計士													
大野 尚	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----	--------------	-------

	役員		
永津 洋之	○	—	公認会計士としての豊富な経験に基づき、当社に対して有益な助言・提言を期待して社外監査役に選任しています。
大野 尚	○	—	長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見解に基づき、当社に対して有益な助言・提言を期待して社外監査役に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、職務・貢献度・業績等を勘案し、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部において取締役会開催日時や決議事項の事前通知等を行うなど、必要に応じサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 企業統治の体制、監査・監督の状況

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役8名(うち2名が社外取締役)により構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には、監査役3名(うち2名が社外監査役)が出席し、必要に応じて意見を陳述しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、非常勤監査役2名は社外監査役であります。各監査役は、取締役会に出席するとともに、必要に応じて事業運営における定例会議等にも出席しており、取締役の職務執行を全般にわたって監査しております。

また、原則として、毎月1回の監査役会を開催し会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

c. 会計監査人

当社は、EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

d. 内部監査人

当社は、独立した内部監査室は設けておりませんが、内部監査人2名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し改善状況報告を内部監査人に提出させることとしております。また、内部監査人は、監査役及び会計監査人と監査情報を共有するなど、連携しております。

なお、内部監査部員について、2021年6月期に専任人員の採用を行い、独立した内部監査部門を設

立する予定であります。

(2) 社外取締役及び社外監査役との間で締結している会社法第 427 条第 1 項に規定する契約の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、同法 423 条第 1 項における賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、年間 500 万円又は会社法 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は長らく監査役会設置会社として企業活動を行ってまいりました。当社の人員体制その他に鑑み、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役会を監査することが、業務執行の適正性確保に有効であると判断し、現体制を採用しています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化と併せて、株主総会招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会を開催する 9 月には、過度な集中日はないと考えていますが、より多くの株主が参加できるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意します。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による

		説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家の皆様に透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており、IR活動の基本方針、情報開示方法について当社コーポレートサイトへの掲載にて掲載いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会の開催を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、業績や経営方針等を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に、海外機関投資家を訪問することを検討しております。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページ上にIRサイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員：取締役兼 CFO 有森 正和 IR担当部署：管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、エンドユーザーを始めとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページや決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行います。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制として、2019年11月15日の取締役会にて、「業務の適正を確保するための体制」を定める決議を行っており、当社に対する社会的信頼を確保し、適法・適正かつ効率的な事業活動を遂行するため、内部統制システムの運用を行っております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

(i) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 企業の社会的責任を果たすため、Mission や Vision を社内外に対して示したうえで、役員はこれを遵守する。
- イ. 取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、規則に基づいた会社運営を行う。
- ウ. 取締役会は、取締役会等の重要な会議を通じて各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。

(ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含めた取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を、各種法令に準拠した文書管理規程に定め、適切に保存・管理する。

(iii) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ア. 事業運営に関するリスクについて、毎年度の事業計画に反映し、リスク管理規程に基づき、経営のマネジメントサイクルのなかでリスクの統制を行う。
- イ. 各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じてリスク管理担当役員とリスク管理推進委員に相談し、総合的な対応を図る。

(iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 事業計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・分析評価のマネジメントサイクルを展開する。
- イ. 各職位の責任・権限の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

(v) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 行動規範、コンプライアンス管理規程の整備に加え、研修などを活用したコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。
- イ. 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。
- ウ. 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査人による監査を実施

する。

(vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。

(vii) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 監査役補助使用人の職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。

イ. 監査役補助使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。

(viii) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

ア. 法令の定めによるもののほか、重要会議へ監査役は出席する。

イ. 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告書に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

(ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査役との定期的な意見交換などの実施や内部監査人と監査役との緊密な関係などにより、監査役の実効性を高めるための環境整備を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である佐々木勉は、かねてより反社会的勢力とは絶対に交流しないという信念のもと、現在まで反社会的勢力と関係を持ったことはありません。また、取締役会や経営会議等において、反社会的勢力の排除について、代表取締役社長自ら社員へ啓蒙を実施しております。

当社としては、「反社会的勢力対応規程」を策定しており、反社会的勢力との対応方針、体制、具体的な対応内容を規定しています。新規取引の開始時には「取引先の属性チェックに関するマニュアル」に沿って外部の調査ツールを利用した調査を実施したうえで取引を開始するようワークフロー化されており、もし反社会的勢力からの接触があった場合に備えて「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しています。

また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、役員、管理部門の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

なし

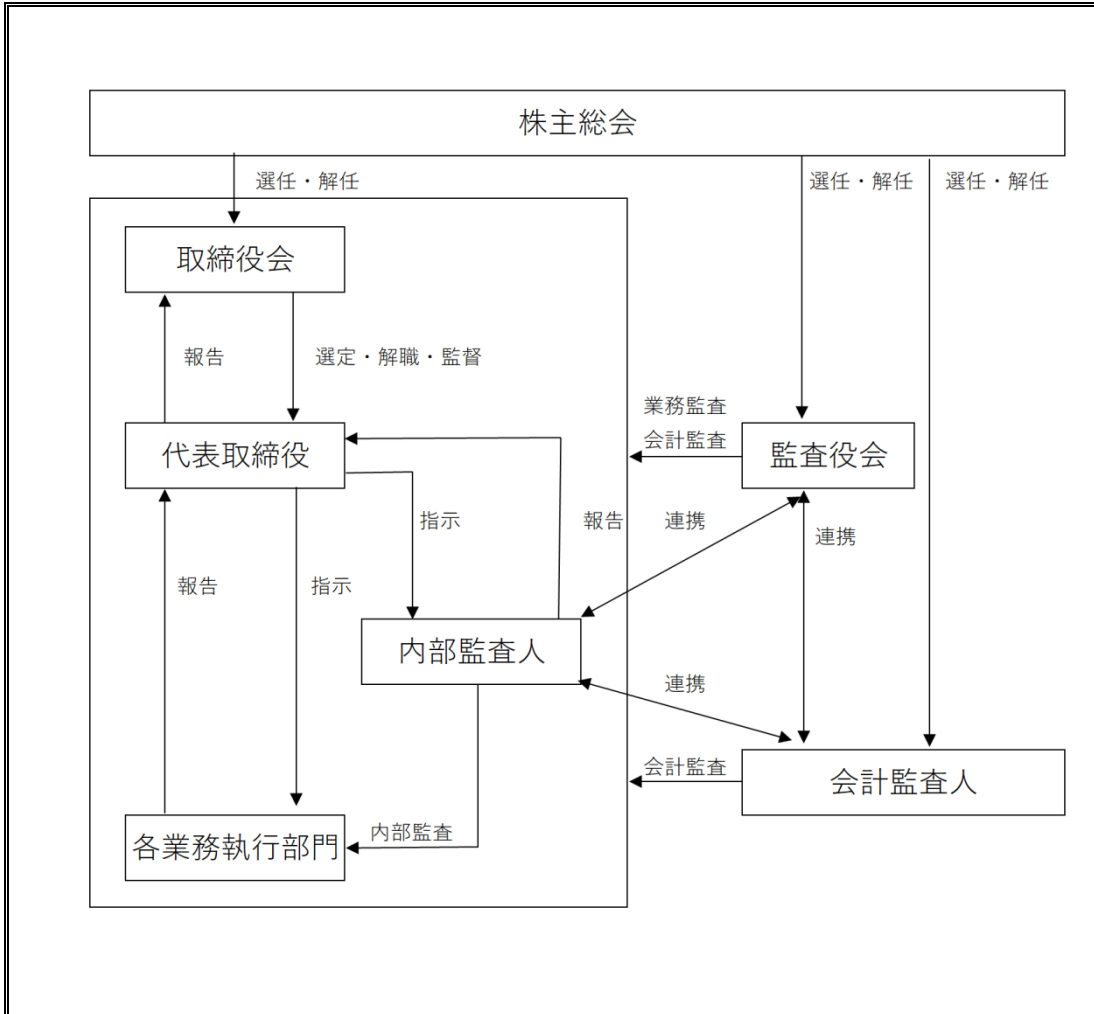
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

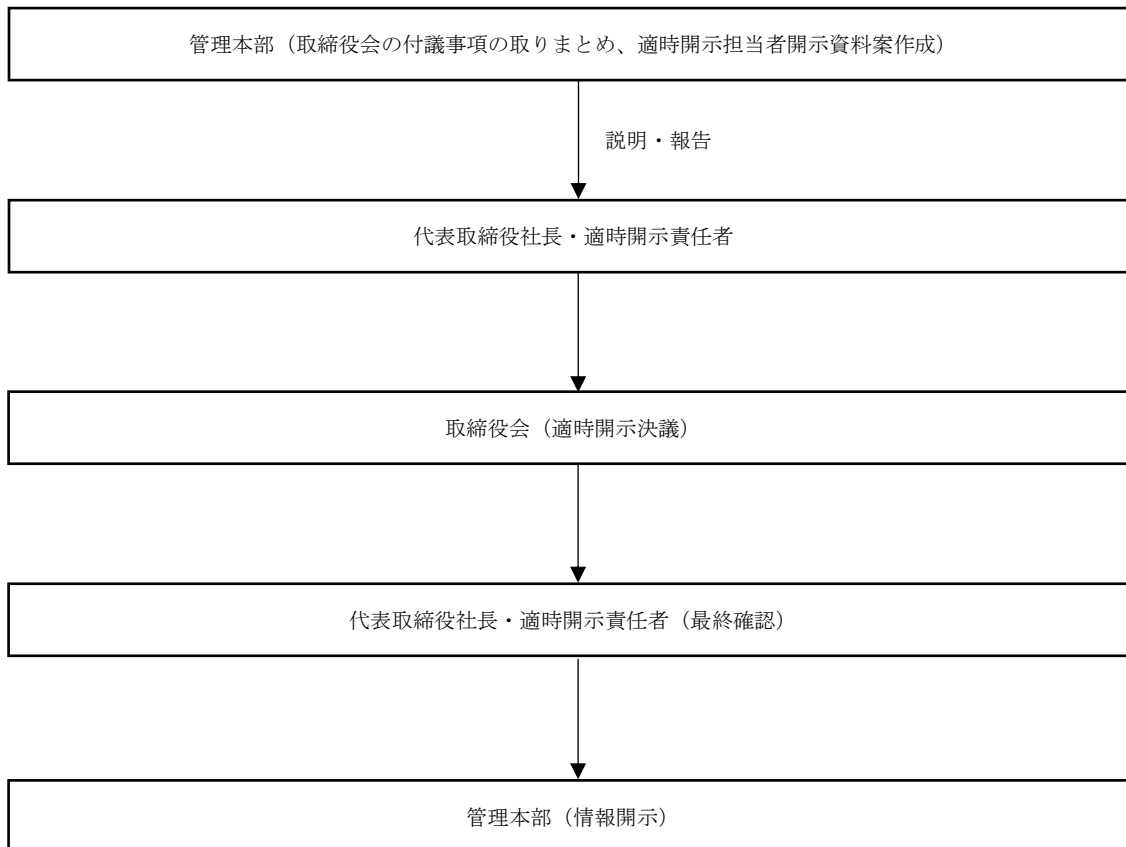
—

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図(参考資料)】

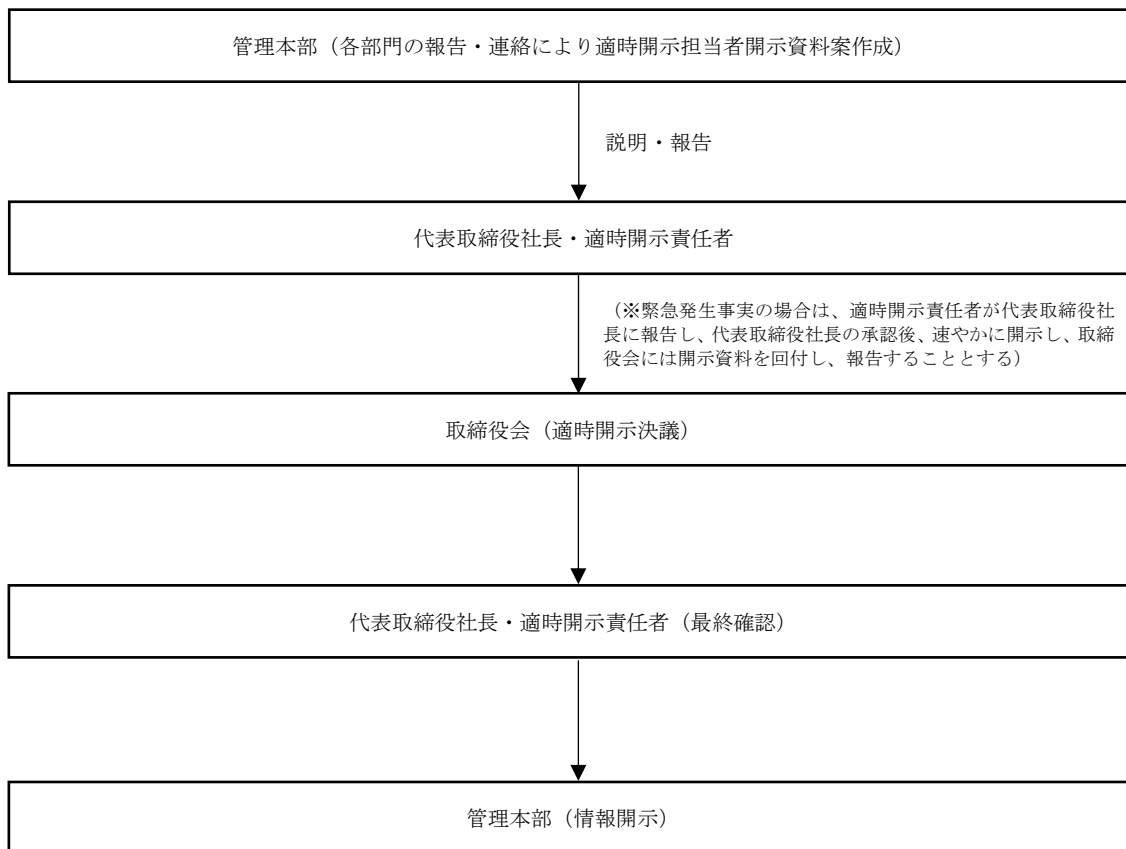


【適時開示体制の概要（模式図）】

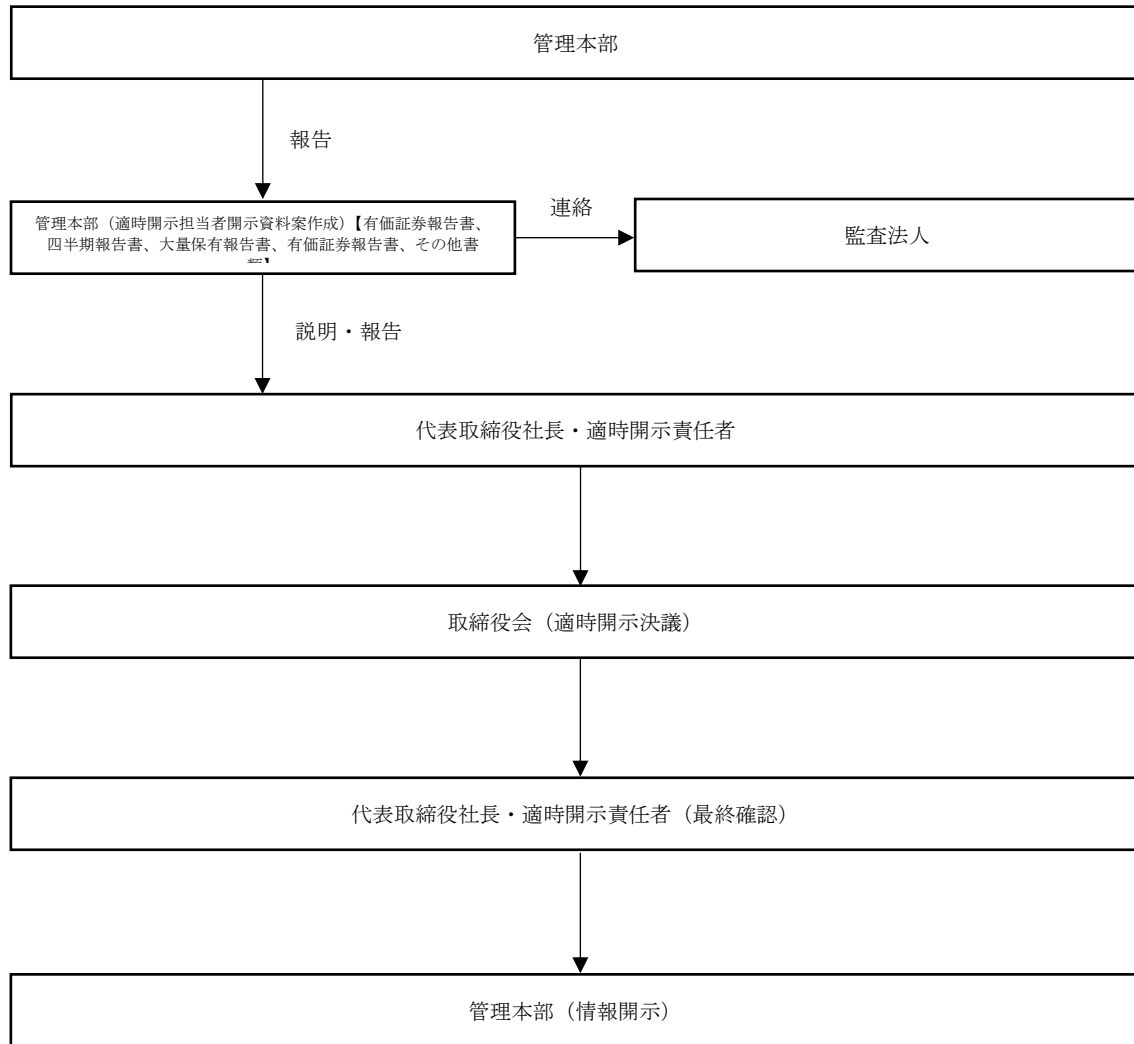
決定事実



発生事実



決算情報



以上